



市政記者クラブ加盟社 各位

衆議院議員総選挙・最高裁判所裁判官国民審査における 投票用紙の誤交付事案の発生について

盛岡市の期日前投票所において、他市町村の選挙人に対し、誤って投票用紙を交付する事案が発生しました。事案の概要は次のとおりです。

なお、事案の発生を重く受け止め、再発を防止するため、投票事務に従事する全ての職員に対して、確実な事務を遂行するようあらためて徹底してまいります。

記

- 1 発生日時 令和3年10月24日（日） 12時15分頃
- 2 発生場所 マリオス 期日前投票所
- 3 事案の概要 滝沢市の選挙人が滝沢市の投票所入場券を持参して来場した際、投票所の職員が、滞在地における不在者投票と誤認するとともに、投票用紙を誤って交付した。
記入された投票用紙は、投票箱に投函させず、滝沢市へ送致する手続きを選挙管理委員会事務局へ引き継ぐために別に保管した。
当該選挙人の退場後、投票所から不在者投票事務の取扱について選挙管理委員会事務局へ確認があり、投票用紙の誤交付が判明した。
- 4 事後の対応 当該選挙人に対しては、今回の対応について説明と謝罪をするとともに、滝沢市が発行した投票所入場券を当該選挙人に返却し、改めて滝沢市の投票所で投票いただくことについて承諾いただいた。
選挙事務に従事する職員に対しては、今回の事案の概要を伝達し、同様の事案の再発を防止するため、事務処理手順の再確認と確実な事務遂行の徹底を指示した。

担当 選挙管理委員会事務局
事務局長 立花 恵史
電話 019-651-4110（内 2405）